

議 事 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第3回 国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年11月4日(水) 午後1時30分 開会 ・ 午後2時35分 閉会
開 催 場 所	坂戸市役所 3階 301・302会議室
出席者(委員)の 氏名・出席者数	出席者12名(委員) 出席者7名(事務局)
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	欠席者0名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 3 書記の任命について 4 議事録署名委員の選出について 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 坂戸市国民健康保険税賦課限度額の見直しについて (2) 個人所得課税の見直しを踏まえた坂戸市国民健康保険税の見直しについて (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う見直しについて 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 赤字削減・解消計画について (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による坂戸市国民健康保険税の減免について 7 その他 8 閉会
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第3回坂戸市国民健康保険運営協議会 次第 2 坂戸市国民健康保険税賦課限度額の見直しについて 3 個人所得税の見直しを踏まえた坂戸市国民健康保険税の見直しについて 4 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う見直しについて 5 赤字削減・解消計画書 6 新型コロナウイルス感染症の影響による坂戸市国民健康保険税の減免について 7 坂戸市国民健康保険運営協議会委員名簿 8 坂戸市国民健康保険税 賦課限度額の見直し(参考資料1) 9 個人所得税の見直しを踏まえた坂戸市国民健康保険税の見直し(参考資料2)

	<p>10 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置 (参考資料3)</p> <p>11 陳情書(埼玉県国保協議会)</p> <p>12 埼玉の国保 2020年8月号(ナンバー307)</p> <p>13 埼玉の国保 2020年10月号(ナンバー308)</p>
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
司会	<p>現在の出席者は12名でございます。よって過半数に達しておりますので、ただいまから令和2年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(挨拶)
司会	続きます、市長より挨拶を申し上げます。
市長	(挨拶)
司会	それでは、規則によりまして会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	<p>はじめに書記の任命を行います。書記に事務局の2名を任命します。</p> <p>次に議事録署名委員の選出につきましてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長において指名することで御異議ございませんか。</p>
議長	(異議なしの声)
議長	<p>御異議なしと認め指名いたします。</p> <p>前回に引き続き名簿順により、2名を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に、本日2名の傍聴申請がありましたので報告いたします。本協議会は、坂戸市市民参加条例第12条第5項により、公開が原則と規定されております。</p> <p>傍聴させてよろしいでしょうか。</p>
議長	(異議なしの声)
議長	<p>では暫時休憩いたします。入場させてください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>

議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに（１）「坂戸市国民健康保険税賦課限度額の見直しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（坂戸市国民健康保険税賦課限度額の見直しについて資料により説明）</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして、質疑・意見等はございませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければこれで質疑を終了します。</p> <p>お諮りします。「坂戸市国民健康保険税賦課限度額の見直しについて」は原案どおり１２月議会に提出することで御異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は１２月議会へ提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、（２）「個人所得税の見直しを踏まえた坂戸市国民健康保険税の見直しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（坂戸市国民健康保険税賦課限度額の見直しについて資料により説明）</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして、質疑・意見等はございませんか。</p>
委員	<p>改正後の３３万円＋１０万円＋１０万円×（給与所得者等の数－１）について、独居の人も多いかと思うのですが、そういう方たちが一番影響を受けることになるのでしょうか。そういう人たちの負担が重くなるようなリスクについて、もう少し詳細を教えてくださいと思います。</p>
事務局	<p>改正後の３３万円＋１０万円＋１０万円×（給与所得者等の数－１）の影響につきましては、独居の方は１人だけですので、基礎控除額を３３万円から＋１０万円することだけで、独居の方は影響が遮断されることとなります。給与所得者数が２人いる場合には、１人目の方は３３万円＋１０万円です。さらにもう１人、２人目につきましては、１０万円×その人数分ということになります。</p>
委員	<p>独居の人と、もう一人給与所得者がいる人とでは、差はないと考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>独居の人と、２人、３人世帯の方に対し影響が出ないように、人数に応じて１０万円を加算していくという考えになります。</p>

議長	<p>他にこの件について、意見等ございますか。 ないようですので、質疑を終了します。 お諮りします。「個人所得税の見直しを踏まえた坂戸市国民健康保険税の見直しについて」は、原案どおり12月議会へ提出することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は12月議会へ提出することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、(3)「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う見直しについて」を議題とします。 事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う見直しについて資料により説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして、質疑・意見等はございませんか。</p>
議長	<p>坂戸市では、対象になるところはあるのですか。</p>
事務局	<p>参考資料3の新たな特例措置の概要にある、「譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主が利用の意向を有することについて市区町村が確認したものに限る。」となっており、実際にこの特例措置に該当するかという確認は坂戸市では課税課が行います。課税課へ確認したところ、「ほとんど無いのでは。」という回答を頂きました。また、「低額である、低未利用であるという確認は難しいのでは。」という話も頂いております。</p>
議長	<p>この件について、何か御意見等ございますか。</p>
委員	<p>参考資料にある「低未利用地(空き地)」と書いてありますが、空き地という表現では駄目なのでしょうか。低未利用地の「低」は金額的なものなのか、それとも、使用頻度が少ないということなのか。用語が複雑なので教えていただきたい。</p>
会長	<p>事前に事務局へ確認したところ、国土交通省での表現となっているため、会議としてはこのままの形でいくとなっておりますが、この点について事務局はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>会議の資料としては、低未利用地(空き地)と明記したほうが分かりやすかったと思います。土地と建物を含むため、空き地、空き家がこの中に含まれます。おそらく、国土交通省が新しい控除を創</p>

委員	<p>設するにあたり、低未利用土地という言葉ができたものと考えられます。低額でかつ低未利用土地という定義をしておりますので、低未利用土地の「低」は、使用頻度を指す表現かと思われます。法律用語で分かりづらい形になってはいますが、使用頻度が低く、低額の空き地、空き家等を譲渡した場合の特例というのが分かりやすい言い方になるかと思ひます。</p> <p>低額とおっしゃいましたが、低未利用地の「低」には、金額は全く含まないと理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>参考資料3ならびに、租税特別措置法の内容について所管となる課税課に確認しましたが、低未利用土地は確認するうえで、利用頻度低いこと、ほとんど使っていないということなので、低未利用土地の「低」には金額は入っていないこととなります。特例の対象となるのは、低未利用土地で、かつ500万円以下の低額であるということとなります。</p>
議長	<p>他に御意見等ございますか。</p>
委員	<p>実際、土地の譲渡に関して、国民健康保険とどんな関係がありますか。</p>
事務局	<p>国民健康保険税を算定するにあたっては、通常、土地等の不動産を譲渡した場合も、すべて所得として加算されてしまひます。租税特別措置法の内容と同様に、国民健康保険税にも特別控除の規定を入れないと、所得が上がってしまひ、国民健康保険税も上がってしまうということとなります。</p>
議長	<p>他に御意見等ございますか。ないようですので質疑を終了しまひます。お諮りしまひます。「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う見直しについて」は原案どおり12月議会へ提出することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は12月議会へ提出することに決定いたしました。</p>
議長	<p>議事につきましては、以上です。続きまして、事務局から報告事項がござひます。</p>
議長	<p>報告事項(1)「赤字削減・解消計画について」事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>(赤字削減・解消計画について資料により説明)</p>

議長	質疑がございましたらお願いいたします。
委員	年次計画につきまして比較してみると、185,522千円と令和2年度は赤字減少幅が少ないですね。これは、国民健康保険の支出が少なくなっているのか、他の現状から何が原因で赤字減少幅が少ないのか教えていただきたい。
事務局	令和2年度が他の年次に比べて赤字減少幅が少ない理由ですが、大きく変わった点が保険者努力支援交付金いわゆるインセンティブ交付金の確保という部分でございます。インセンティブ交付金は、坂戸市が行っていること、ならびに今までの実績を評価して交付されるものでございます。赤字減少幅が少ない理由は、昨年度に実施した事業について、交付金の対象となる事業が少なく、今年度の交付金が少額となったためです。その上で、保険者として取り組むべき内容について、県とも協議を重ねており、令和3年度に評価される部分については、確実にインセンティブ交付金が大幅に増える形での事業計画にしております。解消計画としては、令和3年度から令和7年度につきましては、3,000万円程度ずつ解消されていくのではと考えております。
議長	第1年次が少ないのは、国あるいは県から交付される努力支援交付金が少ないため。今年度分の事業実績が、令和3年度に評価され、見込まれる交付金が増えるだろうということによろしいですね。
委員	支出の部分は変わっていないのですか。
事務局	本計画書は、県との協議の上、支出は増えないものとして計画をしております。国民健康保険の支出全体としましては、被保険者数加入者数は減少傾向にありますから、支出は伸びないだろうと。構成年齢65歳以上が多くなってくるので、1人当たりの医療費が増えたとしても支出は全体額として、それほど変わらないであろうという推定でございます。
委員	了解しました。
議長	他に何か質問等ございますか。ないようですので質疑を終了いたします。
議長	次に報告事項(2)「新型コロナウイルス感染症の影響による坂戸市国民健康保険税の減免について」事務局より説明願います。
事務局	(新型コロナウイルス感染症の影響による坂戸市国民健康保険税の減免について資料により説明)
議長	質疑がございましたらお願いいたします。

委員	ホームページ、その他で通知しているということですが、それは、減免を希望する人が申請して成立するのですか。それとも、勝手に減免にされるのですか。
事務局	申請が原則となっております。令和元年と令和2年の収入を比べて3割減という前提があります。令和2年の収入は確定しておりませんので、収入は見通しで本人に申告をしてもらいます。本人申告によって収入が3割以上減少しているという判定の第一段階をクリアし、減免手続きに進むものでございます。
委員	市民の方は皆さん知っているのでしょうか。高齢者の方はホームページ等、見られるのでしょうか。その辺りの周知方法についてはどうしているのですか。
事務局	広報やホームページでの周知だけでは不足と考えており、今年度は、国民健康保険税の納税通知書に、コロナ減免のお知らせ、簡単な計算式等を、加入している全世帯に同封して通知をしています。さらに、国民健康保険へ切り替わった方が窓口に見えられた際には、必ず制度の説明をし、周知に努めています。
議長	他に何か質問等ございますか。ないようですので質疑を終了いたします。
議長	ここで傍聴の方は退出をお願いします。 (傍聴者退出)
議長	次に「その他」に移ります。 事務局から何かありますか。
事務局	(以下資料等に基づき説明) <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算および令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算案について ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金について ・ 埼玉県国保協議会の陳情書について ・ 坂戸市国民健康保険データヘルス計画の中間評価による見直しについて ・ 次回の運営協議会の開催日程について
議長	ただ今の件について、質疑、意見等はございませんか。
議長	ないようでございますので、本日の運営協議会の議事内容はすべて終了いたしました。 長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございます。

司会	た。これで議長の任を解かせていただきます。
議長	閉会にあたり会長より御挨拶をお願いいたします。
司会	(挨拶) 以上で、令和2年度第3回坂戸市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。ありがとうございました。